

議 案 書

教育委員会

令和 7 年 1 1 月定例会

議 事 日 程

日 程	1	第 4 0 号議案 長崎市就学取扱規則の一部を改正する規則	P 3 ~ 1 5
日 程	2	第 4 1 号議案 議会の議決を経るべき議案についての意見 の申出について	P 1 6 ~ 3 0
日 程	3	第 2 1 号報告 長崎市教育支援委員会の審議結果について	P 3 1 ~ 3 3

第 4 0 号議案

長崎市就学取扱規則の一部を改正する規則

長崎市就学取扱規則（昭和 3 5 年 1 2 月 1 日長崎市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 号様式」の次に「又は第 2 号様式の 2」を加える。

第 4 条中「転入学（編入学）届」を「転入学（編入学）通知書」に改め、「）を」の次に「当該学校の校長を経て」を加える。

第 5 条中「市内の」を「現に就学している」に改め、「）を」の次に「当該学校の校長を経て」を加える。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

年 月 日

長崎市教育委員会

印

就学時健康診断通知書

学校保健安全法第11条の規定により、就学時健康診断について、下記の通り通知いたします。

記

就学予定者			
生年月日			
健康診断実施日		開始時間	
受付時間			
受付会場			
備考			

年 月 日

就学通知書

学校教育法施行令第5条の規定により、本年4月初めに下記の学校に入学されるよう通知いたします。

記

児童・生徒氏名	
生年月日	
入学校名	
入学期日	
入学式日	
開始時間	
受付時間	

長崎市教育委員会 印

第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

年 月 日

長崎市教育委員会

印

就学通知書

学校教育法施行令第5条の規定により、本年4月初めに下記の学校に入学されるよう通知いたします。

記

児童・生徒氏名			
生年月日			
住 所			
保護者氏名			
入学校名			
入学期日			
入学式日		開始時間	
受付時間			
備考			

第 3 号様式から第 5 号様式までを次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

就学報告書（児童・年度）

年 月 日						
（あて先）長崎市教育委員会						
長崎市立 小学校長						
次の児童は、4月 日に当校に就学しましたので報告します。						
就学者 計 名（男 名・女 名）						
児童氏名	住 所	性 別	生年月日	児童との 続 柄	保護者氏名	摘要

第3号様式の2（第3条関係）

就学報告書（生徒・年度）

年 月 日							
（あて先）長崎市教育委員会							
長崎市立 中学校長							
次の生徒は、4月 日に当校に就学しましたので報告します。							
就学者 計 名（男 名・女 名）							
生徒氏名	住 所	性別	生年月日	生徒と の続柄	保護者氏名	生徒が卒業 した小学校	摘 要

年 月 日

長崎市教育委員会

印

転入学(編入学)通知書

学校教育法施行令第6条の規定により、下記の通り転入学(編入学)に関するお知らせをいたします。
下記の転入学校(指定学校)へ速やかに転入(編入)させてください。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
住所			
保護者氏名			
転学期日			
前就学校		学年	
転入期日			
転入学校		学年	
備考			

第5号様式（第5条関係）

退 去 届

年 月 日	
(あて先) 長崎市教育委員会	
保護者氏名	
次のとおり届け出ます。	
学 校 及 び 学 年	
児 童 又 は 生 徒 の 氏 名	
生 年 月 日	
現(旧) 住 所	
転出(転居)先住所	
転 出 予 定 校	

上記の児童 生徒	は、	年 月	日本校を転退学しました。
長崎市立		学校長	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市就学取扱規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

令和 7 年 1 1 月 6 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西本 徳明

理 由

児童生徒の学籍を管理している学齢簿システムが令和８年１月から標準
準拠システムへ移行し稼働予定であることから、現行の就学時健康診断通
知書及び就学通知書並びに転入学（編入学）届の様式を国が示す共通様式
へ変更し、転入学（編入学）届及び退去届について、実態に合わせた取扱
いに変更したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第２条第１項
第７号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出す
る。

「参 考」

- ・ 長崎市就学取扱規則 新旧対照表・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 4 1 号議案

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、
原案のとおり了承する。

- | | | |
|---|---|-----------|
| 1 | 公の施設の指定管理者の指定について（長崎市民会館） | 別紙 1 のとおり |
| 2 | （仮称）長崎市南部学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部
変更について | 別紙 2 のとおり |
| 3 | 工事の請負契約の締結について
（西町小学校校舎ほか解体工事（2 期）の請負） | 別紙 3 のとおり |
| 4 | 工事の請負契約の締結について
（琴海中学校改築管工事の請負） | 別紙 4 のとおり |
| 5 | 工事の請負契約の締結について
（琴海中学校改築電気工事の請負） | 別紙 5 のとおり |
| 6 | 令和 7 年度長崎市一般会計補正予算 | 別紙 6 のとおり |

令和 7 年 1 1 月 6 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 2 号の規定により、教育委員会の決定を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別紙 1」

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市民会館
- 2 指 定 管 理 者 長崎市尾上町 5 番 6 号
株式会社 N B C ソシア
代表取締役 下田 智行
- 3 指 定 の 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎市民会館の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別紙 2」

（仮称）長崎市南部学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部変更について

令和 6 年 3 月 1 5 日に議会の議決を得て締結した（仮称）長崎市南部学校給食センター整備運営事業に係る契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 6 , 9 8 7 , 3 4 9 , 7 7 4 円（金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額）

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

（仮称）長崎市南部学校給食センター整備運営事業の実施契約については、当該事業における給食の対象校を追加すること及び設計と現場の地盤の状況が異なっていたため杭工事の施工方法等の変更を行う必要が生じたことに伴い、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和 6 年 3 月 1 5 日 議決)

(仮称) 長崎市南部学校給食センター整備運営事業に係る契約の締結について

次のとおり契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 (仮称) 長崎市南部学校給食センター整備運営事業の実施
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 6 , 5 6 8 , 1 9 7 , 0 9 9 円 (金利変更、物価変動及び食数変動により改定された場合は、改定後の額)
- 4 契約の期間 議会の議決を得た日から令和 2 3 年 7 月 3 1 日まで
- 5 相 手 方 長崎市興善町 2 番 8 号
P F I 長崎市スクールランチ株式会社
代表取締役 脇 本 実

「別紙 3」

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 西町小学校校舎ほか解体工事（２期）の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 １７１，６９８，０６２円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和８年９月３０日まで
- 5 相 手 方 長崎市魚の町３番３６号

株式会社親和土建

代表取締役 山 崎 豪

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

西町小学校校舎ほか解体工事（２期）の請負については、予定価格が１億５，０００万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

西町小学校校舎ほか解体工事（２期）の概要

1 工 事 場 所 西町

2 工 事 内 容

(1) 建築物解体工事 一式

(2) 外構解体工事 一式

(3) その他工事 一式

3 解体する建物

(1) 構 造

ア 校 舎 棟 鉄筋コンクリート造 3 階建

イ 給食室棟 鉄筋コンクリート造平家建

ウ 渡り廊下 鉄骨造 2 階建

エ ポンプ室 鉄筋コンクリート造平家建

オ ごみ置場 コンクリートブロック造平家建

(2) 延べ面積

ア 校 舎 棟 4 , 3 2 1 . 1 1 平方メートル

イ 給食室棟 2 9 4 . 6 4 平方メートル

ウ 渡り廊下 3 3 . 0 6 平方メートル

エ ポンプ室 1 1 . 4 4 平方メートル

オ ごみ置場 1 2 . 5 8 平方メートル

「別紙４」

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 琴海中学校改築管工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 ３１９，０００，０００円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和９年６月３０日まで
- 5 相 手 方 日冷・松栄特定建設工事共同企業体

代表者 長崎市元船町１４番１０号

株式会社日本冷熱

代表取締役 石 川 淳 一

長崎市立山５丁目４番３０号

株式会社松栄設備

代表取締役 平 野 義 高

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

琴海中学校改築管工事の請負については、予定価格が１億５，０００万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

琴海中学校改築管工事の概要

- | | | | |
|---|------|---------|----|
| 1 | 工事場所 | 琴海戸根町 | |
| 2 | 工事内容 | 衛生器具設備 | 一式 |
| | | 給 水 設 備 | 一式 |
| | | 排 水 設 備 | 一式 |
| | | 給 湯 設 備 | 一式 |
| | | 消 火 設 備 | 一式 |
| | | ガ ス 設 備 | 一式 |
| | | 雨水利用設備 | 一式 |
| | | ろ 過 設 備 | 一式 |
| | | 空気調和設備 | 一式 |
| | | 換 気 設 備 | 一式 |

「別紙 5」

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 琴海中学校改築電気工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 230,220,870円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和9年6月30日まで
- 5 相 手 方 長崎市柳谷町24番43号

原口電気株式会社

代表取締役 原 口 真 紀

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

琴海中学校改築電気工事の請負については、予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するので、この議案を提出する。

「参 考」

琴海中学校改築電気工事の概要

1	工事場所	琴海戸根町	
2	工事内容	電 灯 設 備	一式
		動 力 設 備	一式
		受 変 電 設 備	一式
		構内情報通信網設備	一式
		構 内 交 換 設 備	一式
		情 報 表 示 設 備	一式
		映 像 ・ 音 響 設 備	一式
		拡 声 設 備	一式
		誘 導 支 援 設 備	一式
		テレビ共同受信設備	一式
		監 視 カ メ ラ 設 備	一式
		火 災 報 知 設 備	一式
		構 内 配 電 線 路	一式
		構 内 通 信 線 路	一式

「別紙6」

令和7年度 長崎市一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
2.1.23〔総務費・総務管理費〕 小学校費返還金	1,037	-	-	-	-	1,037
2.1.23〔総務費・総務管理費〕 中学校費返還金	346	-	-	-	-	346
10.6.2〔社会教育費・公民館費〕 【単独】公民館施設整備事業費 地区公民館	9,700	-	-	7,200	-	2,500
合 計	11,083	-	-	7,200	-	3,883

【繰越明許費】

(単位：千円)

事業名	金額	繰越事由
10.6.2〔社会教育費・公民館費〕 【単独】公民館施設整備事業費 地区公民館	9,700	本業務の標準的な施工期間が約3か月で、契約手続きを含めると、年度内に履行完了が見込めないため。

債務負担行為補正

事項	期間	限度額
長崎市民会館指定管理 (文化ホール、市民体育館、中央公民館)	令和8年度から令和12年度まで	811,270千円

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔以下、略〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔中 略〕

(12) 法第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

〔以下、略〕

○ 地方自治法（抜粋）

第 244 条の 2 第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

〔中 略〕

第 244 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

〔以下、略〕

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

第 1 2 条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

第 3 条 法第 1 2 条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者が建設する同条第 1 項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条第 1 項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	千円
	都道府県 5 0 0 , 0 0 0
	〔略〕
	市（指定都市を除く。） 1 5 0 , 0 0 0
	〔略〕

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

〔以下、略〕